者、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第三条に規定する刑事施設、少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）第一条に規定する少年院若しくは更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第七項に規定する更生保護施設（以下この条において「更生保護施設」という。）に収容されている障害者又は法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十五条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第六十二条第三項若しくは第八十五条第三項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第六十二条第二項の救護若しくは同法第八十五条第一項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。）に宿泊している障害者とする。

第六条の十二（見出しを含む。）中「第五条第十九項」を「第五条第十八項」に改める。

第六条の十三（見出しを含む。）及び第六条の十四（見出しを含む。）中「第五条第二十項」を「第五条第十九項」に改める。

第六条の十五の見出し及び同条第一項中「第五条第二十一項」を「第五条第二十項」に改め、同条第二項中「第五条第二十一項」を「第五条第二十項」に、「第五条第二十二項」を「第五条第二十一項」に改める。

第六条の十六（見出しを含む。）中「第五条第二十二項」を「第五条第二十一項」に改める。

第六条の二十（見出しを含む。）中「第五条第二十四項」を「第五条第二十三項」に改める。

第六条の二十一（見出しを含む。）中「第五条第二十六項」を「第五条第二十五項」に改める。

第七条第二項第三号中「及び特例介護給付費」を「、特例介護給付費、訓練等給付費（共同生活援助に係るものに限る。）又は特例訓練等給付費（共同生活援助に係るものに限る。）」に改める。

第九条第一号中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

第十一条中「及び特例介護給付費」を「、特例介護給付費、訓練等給付費（共同生活援助に係るものに限る。）又は特例訓練等給付費（共同生活援助に係るものに限る。）」に改める。

第十二条第一号及び第十四条第六号中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

第十五条第一項第二号中「、共同生活介護」を削る。

第二十五条第四号中「共同生活介護又は」を削る。

第二十七条中「（昭和二十五年法律第百四十四号）」を削る。

第三十四条第二号中「共同生活介護、」を削る。

第三十四条の三第二項第四号中「共同生活住居（法第三十四条第一項に規定する共同生活住居をいう。）」を「共同生活援助を行う住居」に改め、「共同生活介護、」を削る。

第三十四条の十三を次のように改める。

第三十四条の十三　削除

第三十四条の十九第一項中第十七号を第十八号とし、第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十三号中「第二百十三条において準用する指定障害福祉サービス基準第二百十二条の二（指定障害福祉サービス基準第二百十三条の十二において準用する場合を含む。）」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十二号中「第二百十三条において準用する指定障害福祉サービス基準第百五十三条第一項」を「第二百十二条の四第一項（指定障害福祉サービス基準第二百十三条の十二において準用する場合を含む。）」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十二　指定障害福祉サービス基準第二百十三条の二に規定する受託居宅介護サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地

第三十四条の十九第二項中「第十五号」を「第十六号」に改め、同条第三項中「第十三号」を「第十四号」に改める。

第三十四条の二十の三第四項第三号ニ中「共同生活介護及び」を削る。

第三十四条の二十三第一項各号列記以外の部分中「第三十四条の八第四号」を「第三十四条の九第四号」を「第三十四条の九第一項第四号」に、「第三十四条の十一第一項第四号」を「第三十四条の十一第一項第四号」に、「第三十四条の十二第四号」を「第三十四条の十三第四号」を削り、「第三十四条の十四第四号」を「第三十四条の十五第四号」に、「第三十四条の十六第四号」を「第三十四条の十七第一項第四号」に、「第三十四条の十八第四号」を「第三十四条の十九第一項第四号」に改め、同項第七号を同項第六号とし、同項第八号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十二号中「第十二号から第十四号まで及び第十六号」を「第十三号から第十五号まで及び第十七号」に改め、同号を同項第十一号とし、同条第二項中「第十号まで及び第十二号」を「第九号まで及び第十一号」に改める。

第三十四条の二十七第一号中「（法第五条第一項に規定するのぞみの園をいう。以下同じ。）」を削る。

第三十四条の五十四第二項中「第五条第二十二項」を「第五条第二十一項」に改める。

第七十条の表及び第七十一条の表中「第三十四条の十二　第三十四条の十三」を「第三十四条の十二」に改める。

（介護給付費等の請求に関する省令の一部改正）

第二条　介護給付費等の請求に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百七十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「介護給付・訓練等給付費等明細書」の下に「又は訓練等給付費等明細書」を加える。

附則第三条第二項中「及び様式第三」を削り、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　前条第一項の訓練等給付費等明細書の様式は、様式第三のとおりとする。

様式第三中「第二条第二項」を「第三条第二項」に改め、「介護給付費・」及び「共同生活介護、」を削り、「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第三条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第八章　共同生活介護　基本方針（第百三十七条）
第一節　人員に関する基準（第百三十八条・第百三十九条）
第二節　設備に関する基準（第百四十条）
第三節　運営に関する基準（第百四十一条―第百五十四条）」

を

「第十四章　共同生活援助　基本方針（第二百七条）
第一節　人員に関する基準（第二百八条・第二百九条）
第二節　設備に関する基準（第二百十条）
第三節　運営に関する基準（第二百十一条―第二百十三条）」

に、

「第十四章　共同生活援助　基本方針（第二百七条）
第一節　人員に関する基準
第二節　設備に関する基準
第三節　運営に関する基準
第四節　外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準（第二百八条・第二百九条）
第五節　この節の趣旨及び基本方針（第二百十条）
第一款　人員に関する基準（第二百十一条―第二百十三条の三）
第二款　設備に関する基準（第二百十四条）
第三款　運営に関する基準（第二百十五条―第二百十八条）
第四款　外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準（第二百十九条―第二百二十三条）」

に、

「第十四章　共同生活援助　基本方針（第二百七条）
第一節　人員に関する基準（第二百八条・第二百九条）
第二節　設備に関する基準（第二百十条）
第三節　運営に関する基準（第二百十一条―第二百十三条）
第四節　外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準（第二百十四条―第二百十八条）
第五節　この節の趣旨及び基本方針（第二百十九条）
第一款　人員に関する基準（第二百二十条―第二百二十三条の三）
第二款　設備に関する基準（第二百二十四条）
第三款　運営に関する基準（第二百二十五条―第二百二十八条）
第四款　外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準（第二百二十九条―第二百三十三条の七）」

に改める。